

令和8年度生活習慣病予防支援システムに伴う 生活習慣アンケート調査実施要領（学校保健対象事業領域）

1 目的

岩手県では、「健康いわて21プラン（第3次）」を策定し、健康で自立できる期間（健康寿命）を延伸することにより健康社会の実現を目指すこととしているが、この目的達成のためには、子どもの頃からの生活習慣病予防対策が特に重要である。

本調査は、児童・生徒の生活習慣実態を把握するシステムを構築し、この年代における生活習慣の課題を絞り込むとともに経年変化を分析することにより、より効果的な生活習慣病の予防対策に資することを目的とする。

2 期待される効果

- (1) 「健康いわて21プラン（第3次）」に示される生活習慣病と関連深い生活習慣に係る指標の現況を把握することで、児童・生徒の年代別の課題を確認できる。
- (2) 特にこの年代は、う歯等口腔状況が健康のバロメーターとして重要であることから、歯科分野の問診を充実することで、児童・生徒のう歯等口腔状況と生活習慣の関連を明らかにすることができる。
- (3) 個人の行動変容のための具体的指導が可能となる。
- (4) 経年変化を分析することで学校や地域における生活習慣病予防対策の評価が可能となる。

3 事業概要

小学校・中学校・義務教育学校及び高等学校で実施する定期健康診断時に、生活習慣に関する質問用紙又はオンラインによる調査を行い、市町村教育委員会及び県保健所を經由してデータ収集を行う。

収集したデータは、県保健所を通じて各学校に還元するとともに、県健康国保課が「環境保健総合情報システム」により生活習慣の現況やその経年変化を様々な角度から分析し、効果的な予防施策の選択や評価に繋げる。

4 関係機関

公立小・中学校・義務教育学校 公立高等学校 市町村教育委員会 市町村学校保健会
教育事務所 県学校保健会 県教育委員会 県保健所 県健康国保課
環境保健研究センター 岩手県歯科医師会

5 対象者及び実施期間

6により本システム実施に伴う生活習慣アンケートへの協力が可能な公立小・中学校・義務教育学校及び公立高等学校の下記学年児童・生徒を対象とする。

小学校及び義務教育学校前期課程は「定期健康診断」終了後なるべく早い時期に本調査を実施する。
中学校、義務教育学校後期課程及び高等学校は、「定期健康診断」時、又は終了後なるべく早い時期に本調査を実施する。

- (1) 小学校、義務教育学校・・・1年生、4年生
- (2) 中学校、義務教育学校（該当学年）・・・1年生、3年生
- (3) 高等学校・・・3年生

6 実施方法

- (1) 事前アンケートの実施・質問用紙等の送付

ア 県健康国保課

- ① 各学校あてにアンケート実施について通知し、別紙様式により協力の可否について取りまとめを行う。
- ② ①の回答を取りまとめ、結果を関係県保健所及び関係教育事務所へ通知する。
- ③ 市町村教育委員会に配付を希望する学校への質問用紙（様式1及び2）を送付する。
- ④ 配付を希望する高等学校へ質問用紙（様式3）を直接送付する。
- ⑤ オンライン調査を実施する学校へオンライン調査用ファイルの配付について通知する。

イ 教育事務所

管内公立小・中学校・義務教育学校でアンケートの実施しやすい体制整備に努める。

ウ 市町村教育委員会

配付を希望する学校へ質問用紙を送付する。

エ 小学校・中学校・義務教育学校及び高等学校

- ① 当該年度の2月末日までに、別紙様式によりアンケート実施の協力の可否について、県健康国保課へ回答する。
- ② 質問用紙調査を実施する学校は、下記の県公式ホームページ（保健情報の広場）からデータ入力シートをダウンロードする。
また、質問用紙のダウンロードが可能な学校は併せてダウンロードする。

岩手県公式ホームページ

トップページ>くらし・環境>医療>健康>保健情報の広場>生活習慣病予防支援システム情報

- ③ オンライン調査を実施する学校は、県健康国保課の通知をもとに、オンライン調査用ファイルをダウンロードする。

- (2) 調査の実施・データ入力

ア 小学校、義務教育学校前期課程

- ① 質問用紙調査

(ア) 対象児童の身体計測終了後、様式1を対象児童の保護者に配付し、保護者から回答を得る。

(イ) 学校では、得られた情報について、データ入力シート「小学生」（エクセル形式）に入力

する。

② オンライン調査

(ア) 対象児童の身体計測終了後、様式1の回答フォームを対象児童の保護者に共有し、保護者から回答を得る。

(イ) 学校では、得られた情報について、データ入力シート「小学生」(エクセル形式)に貼り付けする。

イ 中学校、義務教育学校後期課程

① 質問用紙調査

(ア) 対象生徒の身体計測終了後又は当日、様式2を配付し本人から回答を得る。

(イ) 学校では、得られた情報について、データ入力シート「中学生」(エクセル形式)に入力する。

② オンライン調査

(ア) 対象生徒の身体計測終了後又は当日、様式2の回答フォームを共有し、本人から回答を得る。

(イ) 学校では、得られた情報について、データ入力シート「中学生」(エクセル形式)に貼り付けする。

ウ 高等学校

① 質問用紙調査

(ア) 対象生徒の身体計測終了後あるいは当日、様式3を配付し本人から回答を得る。

(イ) 学校では、得られた情報について、データ入力シート「高校生」(エクセル形式)に入力する。

② オンライン調査

(ア) 対象生徒の身体計測終了後又は当日、様式3の回答フォームを共有し、本人から回答を得る。

(イ) 学校では、得られた情報について、データ入力シート「高校生」(エクセル形式)に貼り付けする。

(3) データの提出

ア 小学校、中学校、義務教育学校

① 学校は、作成した(2)ア又はイの入力済みシートを電子メールで、当該年度の9月末日までに管轄する市町村教育委員会に提出する。

② 市町村教育委員会は、①で収集した入力済みシートが所管する当該年度の協力校から提出されていることを確認した上で、当該年度の10月末日までに同管内の県保健所に電子メールで提出する。(提出先は別添「データ提出先一覧(小・中学校・義務教育学校用)」を参照)

イ 高等学校

学校は、作成した(2)ウの入力済みシートを電子メールで、当該年度の10月末日までに管内の県

保健所に提出する。(提出先は別添「データ提出先一覧(高等学校用)」を参照)

(4) データの転送

県保健所は、市町村教育委員会及び高等学校から提出されたデータのバージョン統一、エラーチェックを行い、当該年度の11月20日までに県健康国保課へデータの自動転送を行う。

7 情報の還元

(1) 県保健所は、協力校の学校別単純集計結果を出力し、小学校、中学校、義務教育学校へは、市町村教育委員会を經由して各学校へ還元するとともに、管轄教育事務所へ還元した旨連絡する。

また、高等学校へは直接還元する。

なお、(2)に示す「人口動態統計」サイトでの還元開始後は、管内の課題について随時分析を行い、効果的情報還元に努める。

(2) 県健康国保課は、当該年度の12月末を目処に、集積情報を「環境保健総合情報システム」内「人口動態統計」のサイトで還元するとともに、随時分析等を行い効果的情報還元に努める。

(3) 県教育委員会及び岩手県歯科医師会は、結果を学校保健向上のために役立てるものとする。

8 収集情報の取り扱い

本調査では、特定の個人を識別することができる情報は収集しないが、収集した情報の取り扱いについては、下記に留意するものとする。

(1) 記入済み質問用紙及びオンライン調査の収集データは、各学校に単純集計結果が還元された後各学校で適切に処理する。

(2) 環境保健総合情報システムに集積した情報は、外部からのアクセス等により情報が流出することのないよう、県保健所、県健康国保課及び環境保健研究センターにおいて適切に管理する。